

# 平成18年第3回常陸太田市議会定例会会議録

## 目 次

招集告示.....	4 3
平成18年第3回常陸太田市議会定例会会期日程.....	4 4
第1号 6月8日(木)	
○議事日程(第1号).....	4 5
○本日の会議に付した事件.....	4 5
○出席議員.....	4 5
○説明のため出席した者.....	4 6
○事務局職員出席者.....	4 6
開 会.....	4 7
開 議.....	4 7
○会議録署名議員の指名.....	4 7
○諸般の報告.....	4 7
○日程第 1 会期の決定.....	4 9
○日程第 2 報告第8号ないし報告第10号.....	4 9
○日程第 3 議案第53号ないし議案第57号(一括上程).....	5 0
提案理由説明.....	5 0
質 疑 26番 立原 正一君.....	5 2
散 会.....	5 9
第2号 6月9日(金)	
○議事日程(第2号).....	6 1
○本日の会議に付した事件.....	6 1
○出席議員.....	6 1
○説明のため出席した者.....	6 2
○事務局職員出席者.....	6 2
開 議.....	6 2
○諸般の報告.....	6 3
○日程第 1 議会運営委員の選任について.....	6 3
○日程第 2 政治倫理に関する調査特別委員の選任について.....	6 3
○日程第 3 委員長報告 政治倫理に関する調査特別委員長 木村 徳二君.....	6 4
○日程第 4 一般質問 26番 立原 正一君.....	6 6
21番 茅根 猛君.....	8 6

	18番 山口 恒男君.....	92
	36番 梶山 昭一君.....	102
○日程第 5	議員提案第5号.....	108
	提案理由説明.....	108
	採 決.....	109
散 会.....		110
第3号 6月19日(月)		
○議事日程(第3号).....		111
○本日の会議に付した事件.....		111
○出席議員.....		111
○説明のため出席した者.....		112
○事務局職員出席者.....		112
開 議.....		112
○日程第 1	委員長報告 議案第53号ないし議案第57号	
	総務委員長 井坂 勝安君.....	113
	文教民生委員長 山口 恒男君.....	113
	政治倫理に関する調査特別委員長 木村 徳二君.....	114
	採 決.....	115
○日程第 2	議案第58号.....	115
	提案理由説明.....	115
	採 決.....	116
○日程第 3	議員提案第6号ないし議員提案第7号(一括上程).....	116
	提案理由説明.....	116
	採 決.....	118
○日程第 4	議員提案第8号.....	118
	提案理由説明.....	118
	採 決.....	120
○日程第 5	議員提案第9号.....	120
	提案理由説明.....	120
	質 疑 67番 木村 徳二君.....	121
	26番 立原 正一君.....	125
	討 論 21番 茅根 猛君.....	128
	3番 平山 晶邦君.....	128
	採 決.....	129
閉 会.....		133

資 料

議案等委員会付託表.....	1 3 5
一般質問発言通告及び発言要旨.....	1 3 6
政治倫理に関する調査特別委員会中間報告書.....	1 3 7
道路整備の推進に関する意見書.....	1 3 9
総務委員会審査報告書.....	1 4 0
文教民生委員会審査報告書.....	1 4 1
政治倫理に関する調査特別委員会最終報告書.....	1 4 2

常陸太田市告示第78号

平成18年第3回常陸太田市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年6月1日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成18年6月8日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成18年第3回常陸太田市議会定例会会期日程

平成18年6月8日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6月8日	木	本 会 議	1.開 会            2.会期の決定 3.報告案件説明(採決)・議案説明 4.議案質疑            5.委員会付託
6月9日	金	本 会 議	1.一般質問
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	休 会	
6月13日	火	休 会	
6月14日	水	委 員 会	1.総務委員会            2.文教民生委員会
6月15日	木	委 員 会	1.産業水道委員会    2.建設委員会
6月16日	金	休 会	
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成18年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年6月8日(木)

議事日程(第1号)

平成18年6月8日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 8号 平成17年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9号 平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 10号 平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 53号 常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第 54号 常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 議案第 55号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 56号 (仮称)常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について
- 議案第 57号 平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第8号ないし報告第10号
- 日程第 3 議案第53号ないし議案第57号(一括上程・提案理由説明・質疑)

出席議員

議長	生田目 久 夫 君	副議長	岩 間 成 行 君
3番	平 山 晶 邦 君	4番	豊 田 吉 三 君
5番	福 地 正 文 君	6番	高 星 勝 幸 君
7番	菊 池 伸 也 君	8番	関 英 喜 君
9番	田 尻 求 士 君	13番	大 森 康 多 君
14番	金 沢 広 道 君	15番	荒 井 康 夫 君
16番	石 崎 拓 也 君	17番	成 井 小 太 郎 君
18番	山 口 恒 男 君	19番	川 又 照 雄 君
20番	後 藤 守 君	21番	茅 根 猛 君

23番	小林英機君	24番	沢 畠 亮君
25番	興野 勉君	26番	立原正一君
28番	井上清一君	29番	椎名久寿君
31番	木村茂男君	32番	小田部 功君
33番	永井 猛君	34番	井坂勝安君
35番	吉成和昭君	36番	梶山昭一君
37番	小林一三君	38番	中嶋 満君
40番	山本 昌君	41番	堀江欣寿君
42番	川上和衛君	43番	岩間国高君
44番	綿引猛始君	46番	綿引義明君
47番	須藤健志君	48番	片野宗隆君
51番	平根喜八郎君	52番	成井一夫君
55番	小林信房君	56番	吉村 誠君
57番	平山 英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子 寿君
61番	天木 元君	62番	井上正重君
63番	平山 伝君	64番	宮本 昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井 勝君
67番	木村徳二君	68番	藤田五郎君

#### 説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助 役	梅原 勤君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	川又善行君
総務部長	柴田 稔君	市民生活部長	綿引 優君
保健福祉部長	増子 修君	産業部長	小林 平君
建設部長	川又和彦君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野 勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	山崎修一君
総務課長	大和田 隆君	参事兼出納室長	大谷利行君
監査委員	檜山直弘君		

#### 事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副 参 事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前 10 時開会

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 56 名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10 番石山良春君，12 番田所美朗君，27 番矢部正心君，30 番和田輝正君，以上 4 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 18 年第 3 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（生田目久夫君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 81 条の規定により

13 番 大 森 康 多 君                      46 番 綿 引 義 明 君

の両君を指名いたします。

諸般の報告

議長（生田目久夫君） 諸般の報告を行います。

去る 5 月 31 日、宇野隆子君から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、同日許可をいたしましたので、ご報告をいたします。

次に、議長会の経過についてご報告をいたします。去る 4 月 12 日ひたちなか市において県北鹿行市議会議長会が、また 4 月 13 日には水戸市において茨城県市議会議長会が、さらに 4 月 20 日千葉県浦安市において関東市議会議長会が、また 5 月 24 日東京都において全国市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知を願います。

次に、5 月 31 日付で、梶山昭一君外 31 名から、「常陸太田市議会の自主解散に関する要望書」がお手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、5 月 23 日付で、水戸市梅香 1 丁目 1 番 4 号、食とみどり、水を守る茨城県労農市民会議会長野上義男氏から、「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める陳情書」がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、常陸太田市土地開発公社の経営状況を説明する書類、財団法人里美ふるさと振興公社の経営状況を説明する書類、株式会社水府振興公社の経営状況を説明する書類、有限会社バイオマスリサイクルセンターの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告をいたします。

市 長	大久保 太 一 君	助 役	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	市長公室長	川 又 善 行 君
総 務 部 長	柴 田 稔 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	金砂郷支所長	菊 池 勝 美 君
水府支所長	根 本 洋 治 君	里美支所長	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	岡 部 恒 雄 君	参事兼出納室長	大 谷 利 行 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	大和田 隆 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） おはようございます。平成18年第3回市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまことにありがとうございます。日ごろから市政の進展とその円滑な運営のため、格別なるご高配をいただき、この機会に改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国内の経済状況は大手銀行6グループの3月期決算が3兆円を超える利益を上げるなど、企業収益が改善し、設備投資も増加をし、景気の回復が見られる状況下でございます。しかしながら、原油価格の高騰に対する経済への影響の懸念はありますが、今後も民間需要に支えられ、景気回復が続くものと見込まれております。しかしながら、地方におきましては、いま一つ景気回復の実感を伴わないところでございます。

また、国内においては、竹中総務相の私的懇談会であります地方分権21世紀ビジョン懇談会が中間報告をまとめまして、地方交付税の抜本見直しや地方債の完全自由化、再生型破綻法制整備などを打ち出しました。国への財政的依存を極力廃し、自治体の自由と責任、自立を促す内容となっております。もともと自治体の財政力には大きな格差があり、その格差が一層拡大することを懸念しておるところでございます。

一方、地方6団体におきましては、一致団結して、地方自治危機突破総決起大会を開催し、昨年秋の交付税見直しの断固阻止、地方分権に関する地方の提言の実現、公営企業金融公庫が果たしてきた役割・機能の確保といった内容の決議を採択をしたところでございます。

このような財政のますます厳しくなる中におきまして、本市におきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを加速・推進するとともに、常陸太田市総合計画並びに合併まちづくり計画に基づき、市民の皆様が住んでいてよかったと心から思えるまちの実現を目指しまして、一つ一つ着実に諸施策を進めてまいります。

本日提案いたします案件は、予算の繰越明許費に関する報告3件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、工事請負契約1件、平成18年度一般会計補正予算1件、合計8件でございます。

なお、今会期中に人事案件1件を追加する予定でございます。あらかじめご承知いただきたいと思っております。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、助役よりそれぞれ説明いたします。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

#### 日程第1 会期の決定

議長（生田目久夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月19日まで12日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日まで12日間と決定をいたしました。

#### 日程第2 報告第8号ないし報告第10号

議長（生田目久夫君） 次、日程第2、報告第8号平成17年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第9号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第10号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、以上3件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

1ページをお開き願います。報告第8号平成17年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成17年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

2ページから3ページに繰越計算書がございます。各事業それぞれに用地交渉や補償交渉などに不測の時間を要したことにより、さきの3月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、農林水産費の高齢者等活動・生活支援施設整備事業が1件、土木費の道路整備事業が11件、橋梁整備事業が2件、合計14件で、2億9,074万2,695円を繰り越すものでございます。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきます。報告第9号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

5ページに繰越計算書がございます。県が流域下水道建設事業費を繰り越したこと、及び関係機関との協議調整に不測の時間を要したこと等によりまして、那珂久慈流域下水道建設工事費負担金58万2,000円、特定環境保全公共下水道管渠整備事業4,400万円を繰り越すものでございます。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

続きまして、6ページをお開きいただきます。報告第10号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

次の7ページに繰越計算書がございます。横久根線道路整備事業の繰り越しに伴い、配水管布設がえ事業の564万9,000円を繰り越すものでございます。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第8号から報告第10号までの以上3件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

### 日程第3 議案第53号ないし議案第57号

議長（生田目久夫君） 次、日程第3、議案第53号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第54号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、議案第55号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第56号（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について、議案第57号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。議案第53号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてでございます。常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例を、次のように制定するものとする。平成18年6月8日提出、常陸太田市市長名でございます。

次の9ページに条例がございます。よろしく願いします。障害者自立支援法が平成18年4

月1日から施行されたことに伴いまして、障害程度区分判定審査会の定数を5人と定めるものでございます。

なお、附則でございますが、1つとしまして、公布の日から施行するものです。2つといたしまして、委員の報酬を1万4,000円とするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。議案第54号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、常陸太田市敬老祝金支給条例（平成元年常陸太田市条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。平成18年6月8日提出、常陸太田市市長名。

提案理由でございますが、敬老祝金の支給対象者の基準を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、15ページの新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。前年の9月2日から当該年の9月1日までの間に、該当年齢に達した者を支給対象としていましたが、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に該当年齢に達する者に改正をするものでございます。

なお、前の14ページに附則がございまして、1つとしまして、公布の日から施行する。2つといたしまして、改正に伴う該当漏れを防ぐための経過措置を定めたものでございます。

続きまして、議案書16ページをお開きいただきます。議案第55号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

18ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが、附則第7項から第14項についての主な改正点でございますが、保険税等の率については変更は生じませんで、地方税法等の改正により国保税条例で引用する地方税法等の条文が移動したことに伴う改正であります。附則の第7項でご説明申し上げますと、附則第34条第1項が附則第34条第4項にというように、それぞれ条文が移動したことに伴う改正であります。

この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

次に、22ページをお開きいただきます。議案第56号（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について、平成18年5月23日、指名競争に付した（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。記、1、契約の目的、（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約の金額でございます。1億5,204万円でございます。4、契約の相手方、茨城県常陸太田市西三町2123番地の1、武藤建設株式会社代表取締役社長佐藤良一。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

次のページに工事概要があります。ごらんいただきたいと思います。場所は大中町1702番地の2。鉄骨構造2階建て。調理能力は1日500食。調理場方式はドライシステムになってお

ります。

続きまして、横長の別冊をごらんいただきたいと思います。議案第57号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)でございます。平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億4,284万円とする。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成18年6月8日提出、市長名でございます。

事項別明細により、内容説明をさせていただきます。7ページをお開きいただきます。歳入がありますが、財政調整基金からの繰り入れと、消防里美出張所の救急自動車に充当する合併特例債を財源としております。

8ページの歳出でございますが、民生費につきましては報酬など障害の程度区分の判定に要する経費、消防費につきましては消防里美出張所に整備する高規格救急自動車に要する経費でございます。

4ページに戻っていただきまして、第2表地方債の補正でございますが、先ほど申し上げましたように、救急自動車整備に充てる合併特例債を2,850万円増額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(生田目久夫君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第53号から議案第57号まで以上5件について通告がありますので、発言を許します。26番立原正一君の発言を許します。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番(立原正一君) 26番立原正一でございます。通告順に順次質疑をしてみたいと思います。ただいま議長よりお話がありましたように、私は、議案第53号、54号、55号、56号、57号につきまして質疑をいたします。

初めに、議案第53号についてでございます。これにつきましてはご説明いただきまして、私の方といたしましては、確認する意味で伺いたいと思います。

まず1点目でございますが、審査会の委員はどのような方になるのか。

2つ目、報酬、費用弁償の一部改正とありますが、これは議案書を見ていきますと、改正ではないだろうなというふうに思いますが、これは追加かなということございまして、確認をさせていただきます。

3つ目でございますが、金額の1万4,000円、これにつきましては適正なのか。そして、設定の基準でございますが、どのような中でのこの1万4,000円が出てきたものか。それを確認させていただきます。

次に、議案第54号でございます。これにつきましても、確認という意味から質疑をするわけでございますが、1点目でございます。改正、それから現行を対比しますと、前倒しになっております。受給者といたしますれば、同じ級友と受給することができるということになるんだろうと思いますが、その点を確認したいと思っております。

2つ目でございます。祝金としては非常に少ないだろうと、こういうふうに考えるわけでございます。日立の方を見ますと、結構なお金が出ているということも、市報等で見ておりますが、当市は3万円ということでございますが、これは低額ではないかというようなことを疑義するものでお伺いするわけでございます。

3つ目でございますが、今回改正する理由は何かということでございます。この点について、当初からこういうことはあるべきだろうというふうに考えまして、お伺いするわけでございます。

次に、第55号でございます。国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、先ほど来の説明の中で、税率の8.3%は変わりませんということでございますから、プラスマイナスは出てこないのかなと思っているわけでございますが、今回の説明書を見ていきますと、一部改正は附則の7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14項の8項の附則改正であります。

条例改正、前後の文言から長期、短期、株式、先物取引、いろいろの改正がございまして、正直申し上げまして、課税額の変更はわかりません。これがどのようになるのか。率は変わってないという話がありましたが、この辺をわかりやすく、市民にわかりやすくご説明いただければありがたい、こう考えております。

次に、議案第56号でございます。仮称の学校給食センター里美センター建築工事の請負契約ということでございます。図面等を見せていただきますと、非常にすばらしい建物ができたなということでございます。物が新しくできることは非常にうれしいかなという感じ、地元でも歓迎をしているんだろうなというふうに多分思っておるわけでございますが、その中で、まず1点は、入札にかかわる評価指数です。点数は何点なのか。また、対象会社数は。その対象会社は、当エリアには何社ありまして、今回来場したのは何社。その辺の経過と結果をお伺いします。

2つ目でございます。提示額と落札率、その辺のことも伺います。

3つ目でございます。提示額は設計額の何パーセントか。それは正しいのか。その辺をお伺いします。

4つ目でございます。設計会社名はどこか。また、選定方法はどのようにしたのか。

5つ目、設計価格は幾らなのか。

6つ目、資金の調達と流れ、多分これは補助金等が出ているんだと思いますが、その辺がどのようになっているのかを伺います。

7つ目でございます。以前中学校建設でもお話ししたと思いますが、里美、水府地区は林業の地域でございまして、この給食センターにつきますると、ふんだんに木材の香りのあるセンター等がよかったんじゃないかというふうに考えます。その点を考えまして、鉄骨2階にした、その理由について伺います。

8項目、調理能力がデイリーでもって500食ということでございます。500食であれば、2階にしなくても、1階でもよかったんじゃないのかなというふうなことを考えまして、なぜ2階にしたのかなということでお伺いするわけでございます。

9点目、建設立案者はだれかということでございます。今のような7番、8番というようなこ

とを考えると、この立案時にどのような内容が起案されていたのかというようなことを伺いまして、建設立案者はどういう人なのかということをお伺いさせていただきます。

次に、議案第57号でございます。4ページでございますが、ここでは地方債の補正ということでございます。起債の目的が合併特例事業費ということでございます。これにつきましては、今説明がありまして、特例によりまして、事業費の95%を財源充当できまして、これは保障ですが、その元利償還金というものの70%が基準財政需要額に算入されるものということでございます。今回の合併につく、これがニンジンになるのかなということでございます。

そこで1点でございますが、合併特例債需用費、これは今までも何校か利用しているわけですが、現在、特例金の利用状況と残額は幾らになっているのか。それをお伺いいたします。

以上で、第1回の質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 議案第53号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員を定める条例の中で、審査会委員の構成でございますけれども、これにつきましては、医師等の医療関係者、精神保健福祉士や福祉施設職員等の福祉関係者を予定してございます。

次に、審査会委員の報酬でございますが、近隣の市などを参考にしまして、月額1万4,000円としたものでございます。

また、1万4,000円と定めた経緯でございますが、近隣で既に設置してあります水戸市、日立市、ひたちなか市や、さらに6月議会で提案をいたします那珂市、常陸大宮市等の状況を参考に内部で協議した結果、決定してきたところでございます。

議案第54号について、常陸太田市敬老祝金の支給条例の一部改正の中で、この提案の理由についてでございますが、これは国の祝い状の贈呈対象者、県の褒状贈呈の対象者等、市の高齢祝金の支給の方々の基準を統一するということでございます。このことによりまして、同年度生まれの人は同じ年に支給するというように改正するものでございます。これにつきましては、4月1日から翌年の3月31日までの期間ということになりまして、この年齢に達する者が該当者となり、同じ年に祝金を支給されることになるわけでございます。

額につきましては、合併以前は各それぞれ市町村別に違っておりました。これにつきましては、支給方法、支給額もさまざまということがございまして、合併調整方針に基づきまして、常陸太田市の制度に統一するというところで、昨年度から統一した形で支給をしているところでございます。

議案第55号国民健康保険税の条例の一部改正についてお答えをいたします。本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律を平成18年3月31日に公布し、その一部が19年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。主な改正点につきましては、先ほども議員もおっしゃってございましたけれども、国民健康保険税の課税の特例を定めた附則第7項から第14項に係る地方税法の引用条項の移動によるものでございます。

これにつきましては、附則第7項、8項につきましては長期・短期譲渡所得に係る課税の特例、

附則第9項，10項，11項につきましては株式に係る譲渡所得，譲渡損失の課税の特例，附則第12項，13項につきましては先物取引に係る雑所得損失等の課税の特例，附則第14項につきましては土地の譲渡所得に係る事業所等の課税の特例を定めたものでございます。以上の所得につきましては，市・県民税の算定の際に，臨時的な所得であるために，他の所得と区分した分離課税方式をとっております。しかし，国保税の算定基準におきましては分離課税方式はとらずに，すべての所得を合算した方式をとっているために，課税の特例として本条例の附則で定めております。

なお，本条例の一部改正によって，保険税等の率についての変更はございません。あくまでも，地方税法の改正による条文の移動でございます。

よろしく申し上げます。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 議案第56号の中で，常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約関係についてご答弁申し上げます。

常陸太田市の学校給食里美センター建築工事に当たって，落札をした業者の点数はということでございますが，まず，これは武藤建設の経営事項審査の建築工事総合点数，これが911点になってございます。指名の基準でございますが，水戸市以北に本店のある経営事項審査の建築工事総合点数が900点以上，さらに，市内に本店のある経営事項審査の建築工事総合点数が800点以上の業者ということで，特定建設業の許可があつて，かつ工事实績のある10社を指名をいたしました。これに対しまして，応札業者が7社ということでございます。

次に，建築工事の予定価格でございますが，1億7,407万9,500円，これは税込みでございます。設計額では1億8,718万3,500円と，約93%となっておりますが，この予定価格に対する落札率でございますが，約87%の落札率という結果になってございます。

次に，設計の関係で，設計委託の指名基準はということでございます。市内建築設計の委託及び指名の実績のある5社といたしました。この設計委託でございますが，予定価格は1,347万1,500円，同じく税込みでございます。さらに，設計額，これに対しまして1,375万5,500円で，約98%という予定価格設計額に対するパーセントでございますが，この予定価格に対する設計の落札率は約96%という結果になってございます。

今回の建築工事の内容でございますが，基礎工事，上屋工事，内外塗装工事，厨房工事等が入っております。

次に，議案第57号一般会計補正予算（第2号）の関係の4ページになりますが，地方債補正，合併特例事業費ということで，合併特例債のご質疑にご答弁申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）の合併特例債については，合併から10カ年度の間に合併後のまちづくりのために建設事業に対する財源措置として，合併特例債が認められているものでございます。

合併特例債の起債許可額についてであります。合併特例債につきましては，合併後の人口数，

合併による増加人口数，合併市町村数によって起債可能額が決定されるということになってございまして，本市の場合は，総額で約241億円という額になってございます。

既に起債として当市が行った年度ごとの内容でございますが，平成16年度の峰山中学校屋内運動場建設事業に充当ということで，3億650万円を合併特例債で利用をしております。平成17年度が市道など1億6,850万円と，合計で4億7,500万円を現在起債をしております。さらに，18年度，今回の補正を含めまして，6億3,970万円の起債を予定しているところでございます。これら現在まで合計をいたしますと，11億1,470万円という既に起債した額及び起債予定額ということになってございます。

さらに，19年度以降の起債許可残額は幾らかということでございます。これらを差し引きますと，先ほど総額を申しました241億円から約11億円を引きますと，残りが230億円というような合併特例債の当市の残という形になってございます。10年間の中で，これらを利用するというところでございます。

議員ご発言のとおり，95%の充当率，さらに70%の交付税措置があるということでございますが，残り30%は市の一般財源の償還ということで，自己財源，自己負担ということになりますので，これらの合併特例債を利用するのも，慎重な考えの財政運営の中で検討をして利用していくというようなことで考えているところでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第56号（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約に関して，教育委員会関係4件についてお答え申し上げます。

まず最初に，資金調達はというふうなお尋ねでございました。総事業費が3億3,392万3,000円というふうなことでございます。この内容でございますが，公立学校施設整備費補助金，これが2,825万9,000円，市町村合併特例債2億8,320万円，一般財源2,246万4,000円。

2点目でございますが，鉄骨にした必要性はというふうなことでございますが，施設の特性，広い面積と容積が必要でございます。鉄骨づくりは木造よりスパン，柱と柱の間を大きくとるために計画に適している。衛生面からも鉄骨づくりとされております。

3点目でございますけれども，2階の見学ホールについてお答えをいたします。学校給食法あるいは食育基本法，これらの中には給食の目的，あるいは子供の食育に関する保護者，教育関係者指導者の役割，食育に関する体験活動と食育推進活動の実践というふうなことがうたわれてございます。こういうふうな関係法令に照らし合わせ，なおかつ平成17年4月からは学校教育法の一部改正が施行され，栄養教諭制度が導入されたところでございます。栄養や食事のとり方等については正しい知識に基づき，みずから判断し食事をコントロールしていく食の自己管理能力，望ましい食習慣を身につけさせるというふうなことでございまして，調理員等による給食がつけられている過程を自分の目で見て体験することが，生きた食育教育であると考えてございます。

4 点目でございますが、建設立案者というふうなお尋ねでございましたけれども、平成 16 年 5 月に市町村合併教育部会の調整経過がございます。それを受けまして今回立案したのは、常陸太田市でございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 26 番立原正一君。

〔26 番 立原正一君登壇〕

26 番（立原正一君） 再度の質疑をいたします。

ただいまは、特に教育関係のところにつきましては、たくさんの質疑内容について細かなお答えをいただきまして、まずありがとうございました。お礼を申し上げておきたいと思っております。

ページ 22, 23 というところでございますが、ここで一、二点を確認させていただきたいと思っております。

まず、22 でございますが、この提示額は設計値の何パーセントかということがありましたときに、98%ということが出てきましたですね。私はなぜこれを今回聞いたかと言いますと、やっぱり落札率につきましては 80%, 90%となっているようでございますので、本来の競争入札の原理が働いたのかなというふうに見るわけでございますが、設計額の提示が 98%ということは、2%しかカットしてないんです。この辺はどうなのかなと思うわけでございます。

当市におきましても、やっぱりこういうところでいいますと、法人税がなかなか当市に戻らないというようなところを考えましたときには、やはり設計値と提示額、この辺の操作が非常に大事になってくるんだろうなというふう思うわけでございます。そういうところで、この 2%カットした部分が、果たしてこれが正しいものか。それをまず確認をさせていただきたいと思っております。

23 ページに行きますが、いろいろご説明いただきまして、昨今では教育面の役割とか、食文化の教育とか、いろいろ難しい問題も出ておりますものですから、私の時代はもう過ぎているのかなと感じているわけでございますが、考えましたときに、いろいろな思いがあるわけです。今回私が思いますのは、前の議会のときにも中学校の問題で、いろいろお話をしたと思っております。しかし、あの地域につきましては、やはり林業関係が盛んなところだということでございますから、そういう材木の香りがむんむんとするような建物がやっぱり必要であったんだろうなというふうにお考えまして、伺ったわけでございます。

そこで、里美中学校の場合には、10 年後には 52 名というふうな数字をされております。今回はここで 1 日 500 食となっておりますが、これは多分里美と水府が関係される地域だと思っておりますが、この啓示をどのように読んでいるのか。500 食というのは初めから終わりまでこうなっているんじゃないと思っております。その辺のところをご説明いただきたい。

2 目目でございますが、2 階、あの図面から見ますと、何か見学広場というようなことでございます。必要であれば、必要だということで、それは理解せざるを得ないと思っておりますが、やっぱ

りこういうものはあのエリアにつくるわけですから、多目的なことを考えますときに、やっぱり下でもって食をつくっている。そうすれば、2階をもう少し整理をしまして、多目的に何か利用できないものかなというふうなことを考えまして、その辺もお伺いしたわけでございます。

以上は確認のために質疑をいたしますが、その点をお答えいただきたいと思っております。

以上で、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 再度のご質疑にご答弁申し上げます。

議案第56号の里美の給食センター関係の質疑でございます。設計委託に関する件で、設計額の予定価格は約2%という、この98%のとらえ方ということでございますが、これが正しいかというような部分でございます。

予定価格、工事の内容、発注の時期、こういうのを考慮した中で、来年の4月には発注をして、給食を始める。そういう中で、1月までにはこの工事を終わらせるというような中で、さらに4月からの給食開始の中では、そういう機械・器具、こういうものの準備、調理の内容、こういうのを考慮して、早期の発注をして、早期に工事を終わらせるというような中で、設計、さらに建設という単年度の工事になったというようなことでございます。そういう中で設計をされた、この設計に対する予定価格98%という部分については、本市としては適正なパーセントと考えての98%のこの予定価格を示したということでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） お答えをいたします。

議案第56号の中で、500食の推移はというふうなことでございますけれども、平成19年度、オープンする段階のことを想定して、500食というふうな試算も出てございまして、5年後の平成23年には約410人、8年後の平成26年には350人というふうな形に推移をするという理解をしております。これは自然の状況を見るというふうなことで、特異な例は含まれてございません。非常災害等にも、その機能を提供・対応できるようなというふうなことを配慮した中で500食というふうな設定をしたものでございます。

次に、2階の見学ホールの多目的というふうなお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、ただいまお答え申し上げました法的な関係、今の時代ですから、視聴覚を使って別な部分の分野でというふうなことも考えられますけれども、臨場感というか、そういうふうな部分は全然違って来る。単に、多分小学校3年生だというふうに記憶しておりますけれども、社会科の中では、自分たちの周りにございます地域の公共施設等の勉強も含まれておりますし、食に関しましては、特に児童生徒のみではなくて、保護者の方にもご理解をいただくというふうなために、2階を設けてございますし、また、1階には会議室を設け、懇談をしたり、あるいは試食をした

りというふうなことで計画をしたものでございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 以上で、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第57号まで、以上5件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議長（生田目久夫君） 以上で、本日の議事は、議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

午前11時02分散会